



# 小波津の旗頭がリニューアル!

関連記事 11ページ

2020年6月号  
No.580

文教のまち  
西原町  
NISHIHARA TOWN  
広報にしはら

6 月号  
No.580

# Nishihara

PR Magazine

June.2020

広報にしはら  
PR Magazine Nishihara

編集・発行／西原町役場 西原町字与那城140-1  
☎098-945-5011

印刷／株式会社 尚生堂  
☎098-876-2232

UD FONT  
鳥や虫のユニバーサル  
デザインフォントを  
採用しています。

## 新型コロナウイルス 感染症について

### 水道料金の減免措置について

新型コロナウイルス感染症が経済的な影響をもたらしている状況を踏まえ、町と契約があるお客様を対象に水道基本料金(税抜き)の半額を減免します。今回の減免につきましては、**お客様からの申込みの手続きは必要ありません。**

【減免額】・水道料金 1か月あたり基本料金の半額

用途	基本料金 減額前	基本料金 減額後
家庭用	1,204円	601円
営業用	2,095円	1,047円
団体用	1,728円	863円

【減額期間】  
・令和2年5月検針分から7月検針分の3か月間  
(※5月分の料金は翌月6月に請求します)  
なお、収入が大幅に減少したなどの事情により一時的に水道料金などの支払いが困難な場合、支払期限の延長や分割支払いなどがありますのでご相談ください。

### お問い合わせ先

建設部 上下水道課 水道業務係 ☎098-945-4934

## 事業者向け相談窓口

- 資金繰りに関すること
  - ①中小企業庁のセーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の認定
  - ②県中小企業セーフティネット資金の認定

西原町役場  
建設部 産業観光課 商工観光係 ☎098-945-4540

- 持続化給付金に関すること  
事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。  
持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570  
※今後各都道府県に窓口が設置される予定となっておりますのでHPなどのご確認をお願いします。

- 雇用調整助成金に関すること  
労働者に対して一時的に休業・教育訓練または出向を行い、雇用を維持した場合に休業手当、賃金などの一部を助成します。  
沖縄労働局 職業対策課 ☎098-868-3701

## 各種相談先

### 沖縄県就職・生活支援 パーソナルサポートセンター(南部)

失業等により経済的な問題で生活に困っている方、家族のことで悩んでいる方など、生活や就職の問題を抱えている方の相談を受け付けています。  
新型コロナウイルス感染症の影響による離職や収入などの減少により家計や仕事、住まいなどについてお困りの方もご相談ください。

**主な支援事業**  
自立相談支援事業、住宅確保給付金の支給、就労準備支援事業、一時生活支援事業など

【相談時間】  
月曜日～金曜日(祝日、慰霊の日、年末年始を除く)  
9時～16時(12時～13時除く)

【お問い合わせ】  
沖縄県就職・生活支援  
パーソナルサポートセンター南部  
南風原町与那覇115-1 カマドハウス1F  
☎098-851-7105



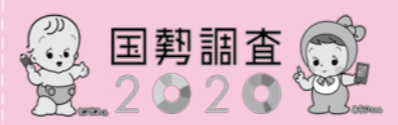
## 地方税の納税が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症に納税者(ご家族を含む)が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度がありますので、**町税については税務課にご相談ください。**  
※納税義務が免除されるわけではありません。

- Case1 災害により財産に相当な損失が生じた場合  
新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合。
- Case2 ご本人又はご家族が病気にかった場合  
納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかった場合。
- Case3 事業を廃止し、又は休止した場合  
納税者の方が営む事業について、やむを得ず休業をした場合。
- Case4 事業に著しい損失を受けた場合  
納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合。

徴収の猶予を希望される方は、徴収猶予申請書のほか、必要に応じて生活状況申立書、収入や現預金の状況が分かる資料の提出が必要となります。(期限:6月30日)

【お問い合わせ】  
総務部 税務課 徴収・収納係 ☎098-945-4729



## 国勢調査にご協力ください!

今年の10月1日、全国一斉に国勢調査が実施されます。

国勢調査は法定人口として利用されます  
法定人口…法律で利用される人口のことです。これが、国勢調査の結果から算出されます。  
この法定人口はさまざまところで利用されます。

- ①選挙で使われます。衆議院議員総選挙における小選挙区や比例代表区の議員定数などが算出されます。
- ②地方へ交付される交付金の算定項目のひとつに法定人口が使われます。地方の財政格差を解消するために交付される地方交付税交付金の金額に、国勢調査の結果が影響します。
- ③都市計画の策定や、過疎地域かどうかの判断材料として使われます。国勢調査は、皆さまの豊かな暮らしを守り、叶えるために行われます。また、今回もご家庭のパソコンやお手持ちのスマートフォンから手軽に気軽にわかりやすく回答することができます! 皆さまのご協力をよろしくお願いします!

### 西原町では国勢調査の調査員を募集しています

調査員への登録を希望する方は、企画財政課で国勢調査員登録申込書を受け取るか、町HPよりダウンロードして頂き、下記まで提出をお願いします。 **締切:令和2年6月30日(火)**

【お問い合わせ】 企画財政課 統計係 ☎098-945-4533